

○農林水産省告示第十八号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 平成二十一年一月八日

- 一 解除に係る保安林の所在場所 北海道川上郡 標茶町字ルラン一四の一三（国有林）
- 二 保安林として指定された目的 風害の防備
- 三 解除の理由 用排水路用地とするため

○農林水産省告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 平成二十一年一月八日

- 一 解除に係る保安林の所在場所 北海道虻田郡 二七〇町字二七〇五一〇の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 三 解除の理由 放送設備用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を北海道庁及び二七〇町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 ○農林水産省告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 平成二十一年一月八日

- 一 解除に係る保安林の所在場所 岐阜県恵那市長島町久須見字洞一二四五の八七、一二四五の八八
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

○農林水産省告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成二十一年一月八日

農林水産大臣 石破 茂

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 栃木県佐野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、佐野市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成二十一年一月八日

農林水産大臣 石破 茂

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 栃木県日光市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

農林水産大臣 石破 茂

○農林水産省告示第二十三号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成二十一年一月八日

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岐阜県揖斐郡池田町宮地字コウトケ谷一三、字コウトグチ一四の一、字男山一九の一
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

○農林水産省告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成二十一年一月八日

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 滋賀県大津市・東近江市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

農林水産大臣 石破 茂

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

農林水産大臣 石破 茂

○特許庁告示第一号
 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十四号）第八十条第一号に規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号（国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。
 平成二十一年一月八日

特許庁長官 鈴木 隆史

- 第二号 1 中、「十三万三千四百円」を、「十一万三千二百円」に改め、同号 2 中、「千五百円」を、「千三百円」に改め、同号 4 中、「一万円」を、「八千五百円」に改め、同号 5 中、「三万百円」を、「二万五千五百円」に改める。

附則

- 1 この告示は、平成二十一年二月十五日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第三号
 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十四号）第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。
 平成二十一年一月八日

特許庁長官 鈴木 隆史

- 第二号 中、「二十六万八千八百円」を、「二十一万二千六百円」に改める。

附則

- 1 この告示は、平成二十一年二月十五日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

農林水産大臣 石破 茂